

大阪北部地震 豪雨被害

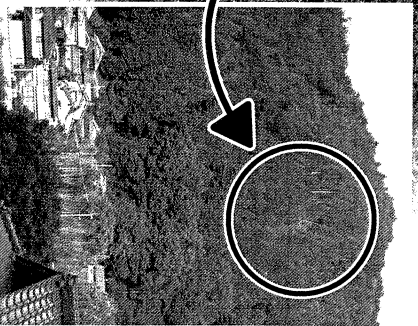
伏見区淀地域での聞き取り調査



6月の大阪北部地震に続いて、7月記録的な豪雨が西日本を襲いました。被災されたみなさまに心からお見舞い申し上げます。

大阪北部地震では屋根をはじめ住宅に多数の被害がでました。さらに全市においてプロック塀について緊急の対策が必要となっております。

西日本豪雨では、桂川などの河川が氾濫寸前となりました（一部越水）。道路の通行止めや危険な崖崩れの箇所も多数あり、今後の台風や集中豪雨などに備えた点検と対策が急がれます。



左京区八瀬秋元町の山腹が崩れ下の住宅に土砂が

共産党市議団として、京都市に3回の申し入れ

日本共産党京都市会議員団は、直ちに現地に駆け付け、地震被害・豪雨被害の調査を行い、地震災害については6月21日と7月2日、豪雨災害については、7月19日京都市に対策を申し入れました。（3回の申し入れの全文は共産党市議団のホームページでご覧下さい）

■ 6月21日・7月2日の地震対策の申し入れ（概要）

- 早急な被害の調査。相談窓口や支援制度を分かりやすく知らせること
- 避難所など公共施設の調査と安全確保
- 住宅再建支援制度を知らせること
- 雨に備えたブルーシートの貸出し、罹災証明の速やかな発行を
- 京都市の屋根工事の補助を京都市として早急に具体化を
- 通学路の安全確認を行い、必要な場合は通学路の変更を
- 公共施設や福祉施設のプロック塀の調査・点検、安全確保を
- 民間プロック塀の除去助成を周知し、フェンス設置等にも支援の拡充を
- 保育園等の福祉施設の被害は早急に復旧支援すること。事業者負担の軽減を図ること
- 関西電力に対し、高浜原子力発電所、大飯原子力発電所の稼働停止を要請すること



京都市への申し入れ

■ 7月19日の豪雨対策の申し入れ（概要）

- 被害の実態をつかみ、被災者の救援に全力をあげること。支援制度を周知し相談にのること
- 道路のすみやかな復旧を図ること。今後予想される台風・集中豪雨に備え、二次災害を防ぐための道路・堤防・護岸、土砂崩れ危険箇所などの緊急点検と応急対策を急ぐこと
- 商工業、農林業、観光業などの被害の全容把握を急ぎ、支援を具体化すること
- 避難のあり方や避難所運営について、現場の声を聞き抜本的改善を行うこと
- 緊急性に鑑み、必要な財政出動を行うこと
- 豪雨による河川の氾濫、ダムの放流、洗濯・戸門の操作についての実態と教訓を明らかにし、総合的な治水対策を国・府に要望すること
- 国に対して、住宅再建支援金の上限の拡大や支給対象の拡大など被災者生活再建支援法の拡充を求めよ

被災者救援、生活と生業の再建へ
すべての被害にすみやかな対応を

日本共産党京都市会議員団

お困りごと、ご要望などお気軽にお寄せ下さい

TEL: 2222-3728

FAX: 2111-2130

大阪北部地震・豪雨災害で 被害を受けられたみなさんへ 雨漏り、浸水も支援が受けられます

■「京都市被災者住宅再建支援制度」が使えます

- 対象となる世帯 市内の住宅に自ら居住し、全壊、半壊、一部損壊、床上浸水などを受けた者。さらに、雨漏りや雨水の侵入があるか、工事をやらなければ雨漏り、雨水の侵入の危険があると判断された住居についても支援の対象になります

● 支援内容

- 基礎支援金 5万円です
- 加算支援金 支援対象となる経費が45万円未満の場合、再建に要した経費を支給します

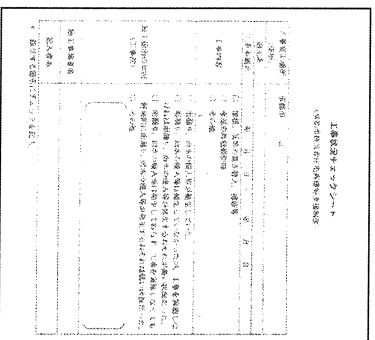
支援対象となる経費が45万円以上の場合、再建に要した経費の3分の1を支給します。ただし一部損壊の場合、支援限度額は45万円です

- 申請手続 各区役所・支所の地域力推進課です
- 申請受付期間は…基礎支援金については2018年7月13日～2019年7月31日
- 加算支援金については2018年7月13日～2021年7月30日

- 必要書類 基礎支援金（京都市被災者住宅再建等支援金交付申請書1号）、り災証明書

加算支援金（京都市被災者住宅再建等支援金交付申請書2号）、り災証明書、工事費明細書など施工内容がわかるもの、領収書の写し、その他参考になる書類

地震や豪雨被害後、すでに工事された方にはさかのぼって支給されます



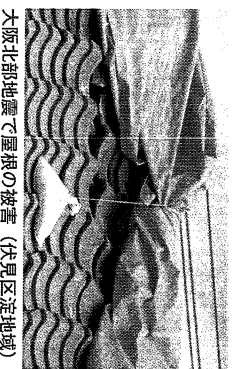
問い合わせ先	
申請は各区役所です	
京都市役所	222-3111
北区役所	432-1181
上京区役所	441-0111
左京区役所	702-1000
中京区役所	812-0061
東山区役所	561-1191
山科区役所	592-3050
下京区役所	371-7101
南区役所	681-3111
右京区役所	861-1101
京北出張所	852-1815
西京区役所	381-7121
洛西支所	332-8111
伏見区役所	611-1101
醍醐支所	571-0003
深草支所	642-3101

■大阪北部地震で被害を受けた木造住宅支援が拡大されました。屋根の修理に制度が使えます

大阪北部地震により被害を受けた木造住宅（り災証明が発行されたもの）について、支援事業の対象が拡大されました。被害を受けた木造住宅に限り昭和56年6月1日以降に建築された木造住宅も対象に。屋根の軽量化、耐震壁の設置、土台や柱の修繕、基礎のひび割れの補修などの工事に対して補助金が交付されます（地震被害の復旧工事すべてが対象になるものではありません）。

***これらの支援制度を活用するためには、「り災証明」が必要です（区役所が発行します）**

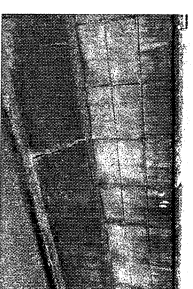
「り災証明」は、写真でも受けられます。被害の状況がわかるように、写真を必ず撮りましょう。



大阪北部地震で屋根の被害（伏見区深草地域）

■プロック塀の点検、除去の支援があります

高さ1メートル以上で、道、公園、幼稚園、保育所、学校等に面しており、安全対策が必要なプロック塀を取り払う場合、京都市から助成があります（上限15万円）。プロック塀点検のために、専門家が派遣されます。



申請期限 2019年3月1日まで

契約や工事の前に申請が必要です。但し、地震後すでに工事をされた方にはさかのぼって支給されます。※詳しくは京都市のホームページに掲載されています。ご覧ください。

- 地震、大雨での被害には、市の支援があります
- 税、国保料、各種利用料・手数料等の減免
- 市営住宅への一時入居
- 災害見舞金の支給
- 災害復旧のための保育所入所。就学援助の適用（学用品費等の援助）
- 災害ゴミの収集・ゴミの持ち込み料



伏見区小栗畑・富山の土砂崩れ。近くに保育園が

■社会福祉施設のプロック塀については、新たな制度がつけられます（7月末×ド）

お困りごと、何でも相談ください

日本共産党京都市議員団 市議会報告

2018年7月8日号 日本共産党京都市議員団は次の見解を発表しました
発行：日本共産党京都市議員団 京都市中京区河原町御池 京都市役所内

TEL: 222-3728 FAX: 211-2130

E-mail: info@ppkkyoto.jp
京都市議員団 編集